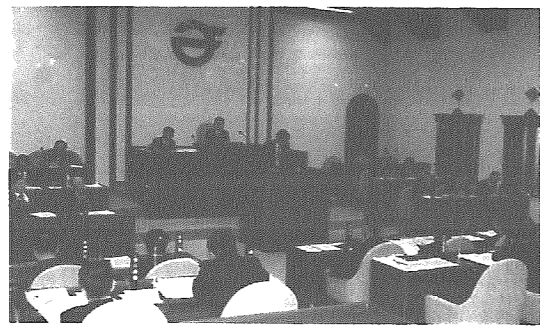


6月13日(火) 夜間議会招集(予定)

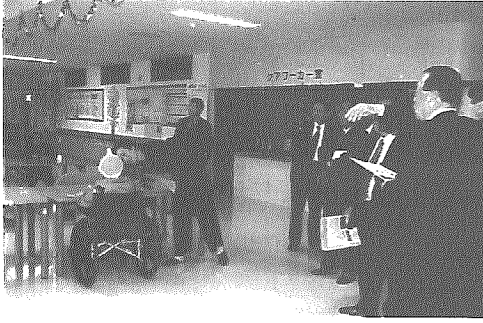


午後6時から午後10時まで
(一般質問)

- 【傍聴人のマナー】
- ・ 静粛を旨とし、談論、拍手、高笑いなどしないこと。
 - ・ 飲食、喫煙をしないこと。
 - ・ みだりに席を離れたり、議場の秩序を乱し、議事の妨害、他人の迷惑となる行為をしないこと。

※傍聴人のマナーに違反した時は退場していただきます。

- 町議会からの要請により、夜間議会を招集します。
- 傍聴席は、34席(先着順)です。1階の町民生活課の傍聴人受付簿に、住所、氏名、年齢を記入して、傍聴券の交付を受けて下さい。
- ただし、次の方は傍聴できません。
- (1) 酒気を帯びていると認められる者
 - (2) 他人に危害、迷惑を及ぼす物を携帯している者
 - (3) ラジオ、携帯電話、録音機、写真機の類を携帯している者(撮影、録音は報道関係者で議長等の許可を得た者を除く)
 - (4) 旗、のぼり、楽器類を携帯し、又は帽子類、鉢巻、腕章類を着用している者、下駄など木製類を履いている者
 - (5) 異様な服装をし、議事を妨害することを疑われる者
- ※児童、乳幼児は傍聴席に入れません。



お年寄りとお話を交わす美浦村の議員



「刈羽高柳の民家」
新潟県工芸会会員 小柳一男氏 作

なお、この絵画一点「タンポポの咲く頃」は総合体育館に、もう一点「刈羽高柳の民家」は中央公民館に展示していただきます。

ご厚志に感謝

4月26日、27日の両日、美浦村・横越町議会議員の交流会が行われました。両議会議員の交流会は、これまで横越と美浦を会場にそれぞれ2回ずつ計4回行われており、今回で5回目となります。

26日午後、上野村長はじめ美浦村議会議員の一行18名は当町役場に到着。議場を視察した後、駒込の廃棄物最終処分場、焼山の特別養護老人ホーム「横雲の里」、沢海の阿賀野川床固め公園などを視察しました。横雲の里では、施設長から説明を受けながら、デイサービスセンター

や食堂兼娯楽室、浴槽などを重点的に見て回り、質問をしたり、入所しているお年寄りとお話を交わす美浦村議員の姿が見られました。

その後、横越町からは町長、助役、収入役、教育長、全議員が出席して、両議会議員交流会を開き、地方分権時代を迎えるのまちづくりなどについて話し合いました。

翌日27日は、北方文化博物館

横越町史別冊「横越の昔語り」の挿絵を描いてもらった小柳一男様(亀田町西町在住)から、町に絵画二点の寄贈がありました。たいへんありがとうございました。

なお、この絵画一点「タンポポの咲く頃」は総合体育館に、もう一点「刈羽高柳の民家」は中央公民館に展示していただきます。



交流会の様子

美浦村・横越町議会議員交流会 お互いの親睦を深め合う

新役員体制決まる

横越町シルバー人材センター

5月19日に開催された町シルバー人材センター総会にて新役員が決定されましたので、お知らせします。

任期は平成12年4月から平成14年3月までの2年間です。

役職	氏名	備考
理事長	櫻井 實	
副理事長	正木 正一	
常務理事	戸松 祐作	事務局長
理事	畑野 晋也	柴田屋加工紙機社長
理事	渡邊 孝二	横越町助役
理事	植村 茂	
理事	斉藤 正吉	
理事	小出 幸雄	
理事	皆川 新一	
監事	市村 正一	横越町農政商工課長
監事	石井 益雄	

横越町社会福祉協議会

5月11日に開催された町社会福祉協議会理事会にて新役員が決定されましたので、お知らせします。

任期は平成12年4月から平成14年3月までの2年間です。

役職	氏名	選出母体
会長	小木 光興	知識経験者
副会長	石井 八坂	横越地区代表
理事	陸 庄侖	民生委員協議会総務
理事	茅原 新二	福祉関係団体代表
理事	谷井 篤光	町商工会会長
理事	渡邊 孝二	行政機関代表
理事	佐久間正夫	川根谷内地区代表
理事	伊藤 栄藏	沢海地区代表
理事	坪谷 孝司	木津地区代表
理事	原 申一	二本木地区代表
監事	仲村 ヒロ	民生委員協議会
監事	遠藤 三郎	小杉地区代表

平成11年の 飲酒運転 検挙者数



横越町は
国内の町で
ワースト1

新潟県内における飲酒運転による交通事故は、平成11年には354件発生し、30人が死亡、474人がケガをしました。平成10年に比べると、発生件数で5件、死者数で2人増加しました。

平成11年に飲酒運転で検挙された違反者の居住地別(運転免許人口千人当たり件数)では、横越町は、県下112市町村中3位、町部57町中では1位という不名誉な順位となりました。

飲酒運転は、死亡・重大事故に直結する極めて悪質・危険性の高い違反であることから、県警では、今年も引き続き飲酒運転の取り締まりに力を入れています。

町でも、街頭指導や訪問指導、交通安全指導車での呼びかけ、広報などを通して、交通事故防止を訴えています。飲酒運転、交通事故の増加にブレーキをかけるには、ドライバー一人ひとりの心が最も大切です。

事故は、自分を、相手を、お互いの家族を不幸にします。み

交通事故で困ったら

決して他人ごとではない交通事故が発生しています。不幸にして交通事故に遭われ、お困りの方は、県の交通事故相談所にご相談ください。相談は無料で、プライバシーは保護されます。

▼相談内容の例

- ・ 損害賠償の額はどのくらいか
- ・ どんな賠償請求ができるのか
- ・ 保険会社との交渉は
- ・ 相手に誠意がない場合は
- ・ 賠償金の支払いはどうしたら
- ・ 示談の仕方は
- ・ 治療や労災保険・社会保険などの利用は

▼相談場所
新潟交通事故相談所(県庁内)
☎285-5511(代)

▼受付時間
平日の午前9時～午後3時
(土日・祝日は休みです)